

指定管理者候補者の選定に係る 審査について（答申）

令和5年7月

佐倉市指定管理者審査委員会

目 次

1 審査概要

(1) 公募及び申請概要	1
(2) 審査経過	2
(3) 審査基準	4
(4) 審査方法	4
(5) 評価方法	5
(6) 審査結果概要	6
(7) 総 評	7

2 審査詳細

(1) 佐倉老幼の館、佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所	8
(2) 臼井老幼の館、臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所	10
(3) 南部児童センター、根郷学童保育所外7学童保育所	12
(4) 志津児童センター、上志津学童保育所外6学童保育所	14
(5) 北志津児童センター、北志津児童センター学童保育所外7学童保育所 ...	16

その他

・ 委員名簿	18
--------------	----

別 紙

・ 指定管理者審査基準	19
-------------------	----

1 審査概要

(1) 公募及び申請概要

令和6年度から指定期間開始となる以下の施設（以下「各施設」という。）の指定管理者の公募及び申請概要は、次のとおりでした。

ア 公募

[募集要項配付及び申請受付期間]

令和5年4月3日～5月26日

[申請状況]

施設名称	指定期間	指定区分	募集形式	申請団体数
佐倉老幼の館、佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	更新	公募	2
臼井老幼の館、臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	更新	公募	3
南部児童センター、根郷学童保育所外7学童保育所	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	更新	公募	1
志津児童センター、上志津学童保育所外6学童保育所	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	更新	公募	3
北志津児童センター、北志津児童センター学童保育所外7学童保育所	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）	更新	公募	2

(2) 審査経過

諮問・現地見学の取扱いについて（第1回会議…令和5年2月6日）

令和6年度から指定期間開始となる予定の各施設について、指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう、市長より諮問を受けました。

また、現地見学の今後の取扱いについて決を採り、原則非公開とすること、今回審査を行う施設についても非公開とすることと決定しました。（公開）

現地見学（令和5年3月22日、3月24日）

審査に先立ち、審査対象となる施設の見学を行いました。（非公開※）

公募書類確認（第2回会議…令和5年3月24日）

指定管理者の募集に先立ち、業務基準書や審査基準等の公募書類（案）について、施設所管課から説明を受け、審議しました。（公開）

書類審査会議（第3回会議…令和5年6月29日）

書類審査会議として、各申請団体から提出された申請書類について、委員協議（非公開※）を行いました。

書類審査会議（第4回会議…令和5年6月30日）

書類審査会議として、各申請団体から提出された申請書類について、委員協議（非公開※）を行いました。

個別ヒアリング（第5回会議…令和5年7月6日）

南部児童センター・根郷学童保育所外7学童保育所、志津児童センター・上志津学童保育所外6学童保育所の個別ヒアリング（公開）を行いました。その他、委員協議（非公開※）を行いました。

個別ヒアリング（第6回会議…令和5年7月10日）

志津児童センター・上志津学童保育所外6学童保育所の個別ヒアリング（公開）を行いました。その他、委員協議（非公開※）を行いました。

個別ヒアリング（第7回会議…令和5年7月13日）

佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所、臼井老幼の館・臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所、北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所外7学童保育所の個別ヒアリング（公開）を行いました。その他、委員協議（非公開※）を行いました。

審査結果取りまとめ（第8回会議…令和5年7月17日）

審査結果の取りまとめ（非公開※）を行いました。

会議の一部または全部を非公開とした理由

※

佐倉市情報公開条例第 20 条第 2 号に該当

佐倉市情報公開条例（抜粋）

（会議の公開）

第 20 条 地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する審議会等の附属機関その他これに類するもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

（1）法令又は他の条例に特別の定めがある場合

（2）不開示情報に該当すると認められる事項を審議する場合（注 1）

（3）会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

（注 1）

佐倉市情報公開条例第 7 条第 3 号（法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの）及び第 5 号（本市の機関における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの）の不開示情報に該当すると認められる事項を審議するため。

(3) 審査基準

審査基準は、市が配点も含めて原案を作成し、審査委員会の審議を経て決定されました。配点については、次のとおりです。

(審査の視点等、詳細については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。)

施設名称	審査基準・配点						計
	公共性	効用発揮	経費縮減	物的能力	人的能力	個別事項	
佐倉老幼の館、佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所	10	20	10	25	20	15	100
臼井老幼の館、臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所	10	20	10	25	20	15	100
南部児童センター、根郷学童保育所外7学童保育所	10	20	10	25	20	15	100
志津児童センター、上志津学童保育所外6学童保育所	10	20	10	25	20	15	100
北志津児童センター、北志津児童センター学童保育所外7学童保育所	10	20	10	25	20	15	100

(4) 審査方法

ア 事前審査（委員各自）

募集終了後、市により申請資格を満たしていることを確認した上で、審査会議への準備として、各申請団体の提出書類について各委員による事前審査を行いました。

イ 書類審査会議

各申請団体の提出書類について、事前審査の所感報告と、委員協議により提案内容及び不明点等について施設所管課とともに確認し、個別ヒアリングの参加対象団体を決定しました。

ウ 個別ヒアリング

対象団体に対し、個別ヒアリングを公開で行いました。

(5) 評価方法

ア 評価ランク

評価にあたっては、各施設の審査基準に基づき、各申請団体について審査の視点ごとに、次に掲げる評価ランク（S・A・B・C・Dの5段階）を判定しました。

評価ランクは、審査の過程（書類審査会議、個別ヒアリング）において適宜見直すものとなりました。

評価ランク	説明
S（非常に優秀）	業務基準書で示された水準を著しく上回るサービスが提供され、非常に優秀（魅力的・独創的等）な提案内容と思われる。
A（優秀）	業務基準書で示された水準を上回るサービスが提供され、優秀（魅力的・独創的等）な提案内容と思われる。
B（標準）	業務基準書で示された水準と同等のサービスが提供され、おおむね標準的な提案内容と思われる。
C（やや劣る）	業務基準書で示された水準にやや達せず、再検討が必要な提案内容と思われる。
D（不適格）	業務基準書で示された水準に達する見込みがない、又は逸脱した提案内容と思われる。

イ 点数換算

① 上記評価ランクについて、各配点比率に基づき、審査の視点ごとに点数換算を行いました。

[換算表]

審査項目 配点	評価ランクによる点数換算				
	S (100%)	A (75%)	B (50%)	C (25%)	D (0%)
(40点)	40.00	30.00	20.00	10.00	0.00
(25点)	25.00	18.75	12.50	6.25	0.00
(20点)	20.00	15.00	10.00	5.00	0.00
(15点)	15.00	11.25	7.50	3.75	0.00
(10点)	10.00	7.50	5.00	2.50	0.00

② 評価ランクによる点数換算後の各委員の合計点を最終的な得点（500点満点）としました。

(6) 審査結果概要

最終合計得点を踏まえた委員協議により、審査委員会において指定管理者候補者として
適当と認められる団体について、以下のとおり推薦します。

(審査詳細については、8ページ以降を参照してください。)

施設名称	指定管理者候補者として推薦する団体
佐倉老幼の館、佐倉老幼の館学童保育 所外4学童保育所	株式会社明日葉 (ただし、附帯意見あり。)
臼井老幼の館、臼井老幼の館学童保育 所外5学童保育所	株式会社明日葉 (ただし、附帯意見あり。)
南部児童センター、根郷学童保育所外 7学童保育所	社会福祉法人愛光 (ただし、附帯意見あり。)
志津児童センター、上志津学童保育所 外6学童保育所	テルウェル東日本株式会社 (ただし、附帯意見あり。)
北志津児童センター、北志津児童センタ ー学童保育所外7学童保育所	ワイエム総合サービス株式会社 (ただし、附帯意見あり。)

(7) 総 評

今回の指定管理者候補者審査の対象となった各施設は、指定期間満了のため指定の更新をするものです。

児童センターは、18歳児未満までの児童の健康を増進し、情操を豊かにする施設、また、学童保育所は家庭に代わる毎日の生活の場であり、社会情勢によりその重要性が高まっている施設との理解のもと、現地見学を行い、子育て支援推進委員会委員をオブザーバーとして招き専門的見地からの意見を伺うなど、慎重に審査へ臨みました。

公募においては、これまでと同様に佐倉市内の各児童センター及び各学童保育所を5つの地区に分け、全ての地区について公募による選定を行いました。5地区のうち4地区は現指定管理者を含む複数の団体から申請があり、公募による競争性が概ね確保されていました。

審査においては、地域や施設の現状と課題を理解した上で施設の効用をより高めるような魅力的な事業が計画されているか、その事業の実施スケジュールや収支計画は具体的で実現可能なものであるか、適切な人員配置や運営体制が構築されているか等について、書類審査及び個別ヒアリングを通じて確認と審議を行いました。

個別には、児童の成長過程に合わせた多様な児童センター事業の提案や、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童への対応が求められる中で、人員配置やその対応方針が適当であるかということや、保育環境の向上としてどのように保護者のニーズを取り入れ、信頼関係を構築するのかということのポイントとしました。

これら全てのバランスを勘案し、議論を重ねた上で、推薦団体を決定いたしました。

児童センター及び学童保育所の運営は、現場における職員の人的能力が大きな割合を占めており、その能力を十分に発揮できる環境を整えることが、保育の質及びサービスの向上に必要不可欠です。

いずれの施設においても、指定管理者候補者においては、事業の指定管理期間内における継続性や安定性を重視するとともに、職員の待遇改善や資質の向上に努め、子どもや保護者にとっても魅力的な施設となるよう努めて頂くことを期待します。

また、申請書類の提案内容を着実に履行することに留まらず、新たなニーズへの対応や、従来にないアイデアによるサービスの向上・発展に向け、各団体の強みを最大限に発揮し、施設のサービス向上を模索し続けて頂くことを希望します。

市には指定期間中、事業が計画通りに実施されるかについて、附帯意見に留意しながら、連絡会議やモニタリング等の機会を通じて検証していくことを求めます。

2 審査詳細

(1) 佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所

所在地	・佐倉市立佐倉老幼の館：佐倉市弥勒町 229 番地 2 ・佐倉市立佐倉老幼の館学童保育所：佐倉市弥勒町 229 番地 2 ・佐倉市立佐倉学童保育所：佐倉市新町 78 番地 4 ・佐倉市立白銀学童保育所：佐倉市白銀一丁目 4 番地 ・佐倉市立佐倉東学童保育所：佐倉市将門町 7 番地 ・佐倉市立内郷学童保育所：佐倉市岩名 870 番地
施設所管課	こども支援部こども保育課
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
審査方法	書類審査会議及び個別ヒアリング

ア 申請団体

- ・株式会社明日葉
- ・株式会社アンフィニ

イ 審査結果

① 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・株式会社明日葉

② 審査の観点及び推薦理由

佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所外4学童保育所の指定管理者の公募に対し、2団体から申請がありました。

2団体ともに指定管理の実績があり、これらの施設の管理運営を担う能力を十分有していると認められましたが、株式会社明日葉の方が、より施設の役割を理解し、的確な現状認識の下に事業提案がなされていると評価しました。

また、学童保育所においては医療的ケアを要する児童や配慮を要する児童に対して、職員の追加配置や常勤の看護師の配置が提案されていることや、保護者と「何でも言える関係づくり」を行うことで信頼関係を構築するという姿勢を高く評価しました。

さらに危機管理体制についてもマニュアル等が十分整備されていることや、今後も指定管理期間内において継続的・安定的な運営が見込める点も評価されました。

ただし、これらの施設の性質として、児童の成長過程に合わせた対応や配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童への対応などが求められることから、以下のとおり意見を附した上で、株式会社明日葉を推薦することとしました。

附帯意見

- 1 指定管理者は、児童センターの利用者拡大に関する国の方針や他の自治体の取り組みについて分析し、児童の成長過程に合わせた事業を充実させるよう努めること。
- 2 指定管理者は、適切な管理運営を行うために必要な人員配置を行うこと。
- 3 市と指定管理者の連携を密にして、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童に対する提案内容について確実に実施すること。

ウ 評 価

審査基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

佐倉老幼の館・佐倉老幼の館学童保育所外 4 学童保育所				
	審査基準	配点※	推薦団体	その他団体
			A	B
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	可	可
	公共性	5 0	31. 25	26. 25
	効用発揮	1 0 0	58. 75	56. 25
	経費縮減	5 0	26. 25	23. 75
	物的能力	1 2 5	77. 50	77. 50
	人的能力	1 0 0	52. 50	43. 75
個別事項	事業内容 配慮を要する児童 への対応 保育環境の向上	7 5	46. 25	41. 25
総 計		5 0 0	292. 50	268. 75

※委員 5 名の合計点となります。

[推薦団体]

A = 株式会社明日葉 (ただし、附帯意見あり。)

[その他団体]

B = 株式会社アンフィニ

(2) 臼井老幼の館・臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所

所在地	・佐倉市立臼井老幼の館：佐倉市王子台6丁目25番地1 ・佐倉市立臼井老幼の館学童保育所：佐倉市王子台6丁目25番地1 ・佐倉市立千代田学童保育所：佐倉市吉見553番地 ・佐倉市立印南学童保育所：佐倉市印南223番地1 ・佐倉市立王子台学童保育所：佐倉市王子台5丁目19番地 ・佐倉市立間野台学童保育所：佐倉市王子台2丁目18番地 ・佐倉市立染井野学童保育所：佐倉市染井野1丁目19番地
施設所管課	こども支援部こども保育課
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
審査方法	書類審査会議及び個別ヒアリング

ア 申請団体

- ・株式会社明日葉
- ・株式会社アンフィニ
- ・ワイエム総合サービス株式会社

イ 審査結果

① 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・株式会社明日葉

② 審査の観点及び推薦理由

臼井老幼の館・臼井老幼の館学童保育所外5学童保育所の指定管理者の公募に対し、3団体から申請がありました。

3団体ともに指定管理の実績があり、これらの施設の管理運営を担う能力を十分有していると認められましたが、株式会社明日葉が最も施設の公共性を理解し、的確な現状認識の下に事業提案がなされていると評価しました。

また、学童保育所においては医療的ケアを要する児童や配慮を要する児童に対して、職員の追加配置や常勤の看護師の配置が提案されていることや、保護者と「何でも言える関係づくり」を行うことで信頼関係を構築するという姿勢を高く評価しました。

さらに危機管理体制についてもマニュアル等が十分整備されていることや、今後も指定管理期間内において継続的・安定的な運営が見込める点も評価されました。

ただし、これらの施設の性質として、児童の成長過程に合わせた対応や配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童への対応などが求められることから、以下のとおり意見を附した上で、株式会社明日葉を推薦することとしました。

附帯意見

- 1 指定管理者は、児童センターの利用者拡大に関する国の方針や他の自治体の取り組みについて分析し、児童の成長過程に合わせた事業を充実させるよう努めること。
- 2 指定管理者は、適切な管理運営を行うために必要な人員配置を行うこと。
- 3 市と指定管理者の連携を密にして、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童に対する提案内容について確実に実施すること。

ウ 評 価

審査基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

臼井老幼の館・臼井老幼の館学童保育所外 5 学童保育所					
	審査基準	配点※	推薦団体	その他団体	その他団体
			A	B	C
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	可	可	可
	公共性	50	31.25	26.25	26.25
	効用発揮	100	58.75	56.25	65.00
	経費縮減	50	26.25	27.50	36.25
	物的能力	125	76.25	77.50	68.75
	人的能力	100	55.00	43.75	56.25
個別事項	事業内容 配慮を要する児童 への対応 保育環境の向上	75	46.25	41.25	40.00
総 計		500	293.75	272.50	292.50

※委員5名の合計点となります。

[推薦団体]

A＝株式会社明日葉（ただし、附帯意見あり。）

[その他団体]

B＝株式会社アンフィニ

C＝ワイエム総合サービス株式会社

(3) 南部児童センター・根郷学童保育所外7学童保育所

所在地	・佐倉市立南部児童センター：佐倉市大篠塚 1587 番地 ・佐倉市立根郷学童保育所：佐倉市城 454 番地 ・佐倉市立第二根郷学童保育所：佐倉市城 454 番地 ・佐倉市立山王学童保育所：佐倉市山王一丁目 44 番地 ・佐倉市立大崎台学童保育所：佐倉市大崎台四丁目 3 番地 2 ・佐倉市立寺崎学童保育所：佐倉市大崎台四丁目 4 番地 1 ・佐倉市立第二寺崎学童保育所：佐倉市大崎台四丁目 4 番地 1 ・佐倉市立弥富学童保育所：佐倉市岩富町 151 番地 ・佐倉市立和田学童保育所：佐倉市直弥 59 番地
施設所管課	こども支援部こども保育課
指定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
審査方法	書類審査会議及び個別ヒアリング

ア 申請団体

- ・社会福祉法人愛光

イ 審査結果

① 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・社会福祉法人愛光

② 審査の観点及び推薦理由

南部児童センター・根郷学童保育所外7学童保育所の指定管理者の公募に対し、現指定管理者である社会福祉法人愛光1団体から申請がありました。

当該団体は、法人の特性を十分に活かし、児童の健全な育成に主眼を置いた施設運営を行っているという実績は高く評価されます。また、確かな専門性によって適切なサービスや事業展開が見込まれることや、危機管理体制についても十分に構築されていること、今後も指定管理期間内において継続的・安定的な運営が期待できることが評価されました。

ただし、保護者との信頼関係をより一層構築していく必要があることや申請団体が1者のみであったことなどから、以下のとおり意見を附した上で、社会福祉法人愛光を指定管理者候補者として推薦することとしました。

附帯意見

- 1 指定管理者は、多様な方法により保護者との信頼関係を深めるよう努めること。
- 2 市と指定管理者の連携を密にして、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童に対する提案内容について確実に実施すること。
- 3 市は、次期の指定管理者の公募にあたっては、より多くの応募者を集められるような方策を検討し、実施するよう努めること。

ウ 評 価

審査基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

南部児童センター・根郷学童保育所外7学童保育所			
	審査基準	配点※	推薦団体
			A
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	可
	公共性	50	35.00
	効用発揮	100	60.00
	経費縮減	50	26.25
	物的能力	125	82.50
	人的能力	100	60.00
個別事項	事業内容 配慮を要する児童 への対応 保育環境の向上	75	40.00
総 計		500	303.75

※委員5名の合計点となります。

[推薦団体]

A＝社会福祉法人愛光（ただし、附帯意見あり。）

(4) 志津児童センター・上志津学童保育所外6学童保育所

所在地	・佐倉市立志津児童センター：佐倉市上志津 1672 番地 7 ・佐倉市立上志津学童保育所：佐倉市上志津 1764 番地 6 ・佐倉市立第二上志津学童保育所：佐倉市上志津 1752 番地 ・佐倉市立西志津学童保育所：佐倉市西志津 4 丁目 26 番 1 号 ・佐倉市立第二西志津学童保育所：佐倉市西志津 7 丁目 2 番 1 号 ・佐倉市立第三西志津学童保育所：佐倉市西志津 7 丁目 2 番 1 号 ・佐倉市立下志津学童保育所：佐倉市中志津 4 丁目 26 番 10 号 ・佐倉市立南志津学童保育所：佐倉市下志津原 164 番地 2
施設所管課	こども支援部こども保育課
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）
審査方法	書類審査会議及び個別ヒアリング

ア 申請団体

- ・テルウェル東日本株式会社
- ・株式会社ニチイ学館
- ・ヒューマンスターチャイルド株式会社

イ 審査結果

① 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・テルウェル東日本株式会社

② 審査の観点及び推薦理由

志津児童センター・上志津学童保育所外 6 学童保育所の指定管理者の公募に対し、3 団体から申請がありました。

これら 3 団体のうち、テルウェル東日本株式会社が最も本施設の設置目的を理解し、明確に現状や課題を認識した上で強みを活かした計画を提案していることや、今後も指定管理期間内において継続的・安定的な運営が期待できること、及び労働条件の設定においても配慮がなされていることなどから、総合的に高い評価を獲得しました。

ただし、本部と現場の連携や配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童への対応、保護者との信頼関係の構築についてさらなる取組みが必要であると考えられることから、以下のとおり意見を附した上で、テルウェル東日本株式会社を推薦することとしました。

附帯意見

- 1 指定管理者は、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童の受け入れについて、市と連携の下、事前に情報を的確に入手し、必要な人員配置や研修を行うこと。
- 2 指定管理者は、保護者との信頼関係の構築により一層努めること。
- 3 指定管理者は、施設の有効な管理運営のためにあらゆる情報を収集し、情報共有を密にすること。

ウ 評 価

審査基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

志津児童センター・上志津学童保育所外6学童保育所					
	審査基準	配点※	推薦団体	その他団体	その他団体
			A	B	C
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	可	可	可
	公共性	50	33.75	21.25	23.75
	効用発揮	100	58.75	45.00	47.50
	経費縮減	50	28.75	17.50	28.75
	物的能力	125	75.00	57.50	52.50
	人的能力	100	61.25	43.75	41.25
個別事項	事業内容 配慮を要する児童 への対応 保育環境の向上	75	38.75	33.75	37.50
総 計		500	296.25	218.75	231.25

※委員5名の合計点となります。

[推薦団体]

A＝テルウェル東日本株式会社（ただし、附帯意見あり。）

[その他団体]

B＝株式会社ニチイ学館

C＝ヒューマンスターチャイルド株式会社

(5) 北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所外7学童保育所

所在地	・佐倉市立北志津児童センター：佐倉市井野 794 番地 1 ・佐倉市立北志津児童センター学童保育所：佐倉市井野 794 番地 1 ・佐倉市立小竹学童保育所：佐倉市ユーカリが丘 5 丁目 5 番 1 号 ・佐倉市立井野学童保育所：佐倉市西ユーカリが丘 3 丁目 1 番地 6 ・佐倉市立第二井野学童保育所：佐倉市ユーカリが丘 6 丁目 4 番 1 号 ・佐倉市立志津学童保育所：佐倉市上座 1156 番地 2 ・佐倉市立青菅学童保育所：佐倉市宮ノ台 1 丁目 17 番 1 号 ・佐倉市立第二青菅学童保育所：佐倉市宮ノ台 1 丁目 17 番 1 号 ・佐倉市立第三青菅学童保育所：佐倉市宮ノ台 1 丁目 17 番 1 号
施設所管課	こども支援部こども保育課
指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（5 年間）
審査方法	書類審査会議及び個別ヒアリング

ア 申請団体

- ・株式会社日本保育サービス
- ・ワイエム総合サービス株式会社

イ 審査結果

① 指定管理者候補者として推薦する団体

- ・ワイエム総合サービス株式会社

② 審査の観点及び推薦理由

北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所外 7 学童保育所の指定管理者の公募に対し、2 団体から申請がありました。

2 団体ともにこの施設の管理運営を担う能力を十分有していると認められましたが、中でもワイエム総合サービス株式会社は、経費縮減を行いながらも、地域に根差した団体でもあることの強みを活かし、地域の様々な施設との連携を通じてサービスの向上に貢献することが期待できると評価しました。

また、危機管理の観点からは防犯カメラの設置、日常的なパトロールの実施を含めてすぐに現場対応ができることや、GIGA スクールへの対応等 ICT に関する整備についても明記されていること、保護者との信頼関係の構築が期待できることから、相対的に高い評価を獲得しました。

ただし、情報公開への対応や配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童への対応について、さらなる取組みが必要であると考えられることから、以下のとおり意見を附した上で、ワイエム総合サービス株式会社を推薦することとしました。

附帯意見

- 1 指定管理者は、情報公開について理解を深めること。
- 2 指定管理者は、児童センターの利用者拡大に関する国の方針や他の自治体の取り組みについて分析し、児童の成長過程に合わせた事業を充実させるよう努めること。
- 3 市と指定管理者の連携を密にして、配慮を要する児童及び医療的ケアを要する児童に対する提案内容について確実に実施すること。

ウ 評 価

審査基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者審査基準」を参照してください。

北志津児童センター・北志津児童センター学童保育所外4学童保育所				
	審査基準	配点※	推薦団体	その他団体
			A	B
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	可	可
	公共性	50	26.25	35.00
	効用発揮	100	65.00	60.00
	経費縮減	50	37.50	21.25
	物的能力	125	71.25	72.50
	人的能力	100	56.25	57.50
個別事項	事業内容 配慮を要する児童 への対応 保育環境の向上	75	42.50	51.25
総計		500	298.75	297.50

※委員5名の合計点となります。

[推薦団体]

A＝ワイエム総合サービス株式会社（ただし、附帯意見あり。）

[その他団体]

B＝株式会社日本保育サービス

その他

委員名簿

氏名	役職	備考	区分	任期
やぎ なおと 八木 直人	委員長	敬愛大学経済学部 経済学科教授	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
さくらだ たかし 櫻田 孝	副委員長		公募市民	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
すがはら ゆうすけ 菅原 優輔		千葉大学法政経済学部非 常勤講師 一般財団法人地域開発 研究所客員研究員	学識経験者	令和3年5月28日～ 令和6年5月27日
むろたに としこ 室谷 利子		税理士	学識経験者	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日
よしみつ こういち 吉光 孝一			公募市民	令和3年4月1日～ 令和6年3月31日

(敬称略)

指定管理者審査基準

(各児童センター・学童保育所共通)

	選定基準	審査項目	性質	審査の視点	対応する主な申請書類	配点		(参考)事業計画書における質問事項
						内訳	項目計	
基本事項	基本事項	(欠格事項)	◆	欠格事項に該当していないか。	様式1-② 書類7-A~I	該当する場合は、失格		
		(書類不備)	◆	申請書類等に不備はないか。	各書類	不備があった場合は、内容により失格		
		(基本条件)	◆	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。	様式2-①	確保されない場合は、失格		
	◆	必要な資格免許を有しているか。又は、確保できる見込みがあるか。	様式6-①					
共通事項	(1) 事業計画書による公の施設の運営が、市民の平等な利用を確保すること	① 平等利用	◆	事業計画に偏りはないか。	様式2-① 様式3-① 様式4-①	確保されない場合は、失格		
			◆	特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。				
		② 公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念を持っているか。 (障害者、高齢者の雇用や男女平等参画に対する配慮がなされている。) (市民との協働による管理運営が提案されている。) (地域の活性化が期待できる。) (地域雇用が計画されている。)	様式2-① (I-1ア・イ) 様式6-②	5	10	申請理由及び施設を管理運営する上での貴団体の強み(アピールポイント)を記述してください。 施設の管理運営における基本的な方針や理念、目標(数値目標)等を記述してください。
			●	現状分析・課題認識は適切か。	様式2-① (I-2ア)	5		本施設の設置された目的及び佐倉市において果たす役割について、どのように考えますか。 また、現在の本施設の状況や課題についてどのように考えますか。
			●	公の施設の設置目的や市の施策を理解しているか。				
(2) 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること	① 効用発揮	●	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 (収益(剰余金)の有益な利用方法が提案されている。)	様式2-① (I~IV)	5	20		
		●	利用拡大やサービスの質の向上のための方策は効果的か。 (開館日、開館時間の拡大が提案されている。) (接遇マニュアルが整備されている。) (申込方法などに、市民が利用しやすい工夫が提案されている。)	様式2-① (II-1ア) (II-3ア)				
		●	施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 (具体的で効果的な情報発信の方策が提案されている。)	様式2-① (II-3イ)	5		施設の情報発信について、どのように取り組みますか。	
		●	利用者の要望や意見を把握し、対応する方法が的確に提案されているか。	様式2-① (II-3ウ)	5		利用者からの要望や意見の把握方法について記述してください。また、寄せられた要望や意見、苦情等について、どのように対応しますか。	
		●	企画事業・独自事業の実施方針・内容は適切か。 (施設の設置目的に合った事業が提案されている。) (幅広い層(年齢等)の利用者を増やすための提案がなされている。)	様式3-① 様式4-①	5		施設で行う企画事業(イベント開催等)について、別紙として「様式3-①企画事業計画書(総括表)」及び「様式3-②企画事業計画書(個票)」を添付してください。	
	② 経費縮減	●	収支計画の根拠(積算)が明確で、実現可能なものであるか。	様式5-①	5	10	5	収支計画の立案にあたって考慮した事項や方針、数値見積の考え方について記述してください。 経費縮減のために行う具体的方策や、利用者への収益還元策などについて、特筆すべきものがあれば記述してください。
		●	運営の効率化について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか。					
		●	コストカットによるサービス低下の懸念はないか。					
		●	予定外の収入減・経費増への対応方法は的確か。					
		●	税負担(市委託料等)が削減されるか。					5

共通事項	(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること	① 物的能力	● 団体の経営が安定しており、施設管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 (類似施設を良好に運営した実績がある。)	様式2-① (I-1ア) 様式7-① 書類7-A~H 様式1-⑤	5	25	施設を管理運営する上での貴団体の強み(アピールポイント)を記述してください。	
			● 維持管理を良好に行うための仕組みが構築されているか。 (標準的なマニュアルが整備されている。)	様式2-① (II-2ア)	5		施設の維持管理(清掃、修繕、警備、各種保守点検等)業務について、どのような方針のもと、どのように実施しますか。	
			● 管理運営における環境への配慮は十分か。	様式2-① (II-②イ)			施設管理に伴って発生する環境負荷について、どのような方針のもと、どのように軽減しますか。	
			● 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	様式2-① (III-3~4) 様式6-③	5		第三者に委託する予定の業務がある場合、具体的な業務名、委託理由、業者の選定方法についての考え方を記述してください。また、別紙として「様式6-③一部業務委託(再委託)計画」を添付してください。 施設運営に係る協力体制(関係機関、企業、団体、住民等)の構築についての考え方を記述してください。	
			● 安全管理・危機管理への取組みは適当か。 (マニュアルが整備されており、職員への教育周知が行われている。)	様式2-① (III-5ア)	10		平常時における利用者の安全や防犯に関する対策及び事故・災害等発生時に備えた危機管理体制等に関して、その考え方やマニュアル等の整備状況や職員への教育周知等について記述してください。	
		● 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 (内部規定等があり、職員への教育周知が行われている。)	様式2-① (III-6ア)	本施設の管理にあたっての個人情報保護、情報公開に関する体制及び情報管理(情報セキュリティ)体制に関して、その考え方や内部規程等の整備状況や職員への教育周知等について記述してください。				
		② 人的能力	● 団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。	様式5-① 様式6-① 様式6-② 書類6-A	5		20	別紙として「書類6-A組織図等」を添付してください。
			● 適切な人員配置・勤務体制が提案されているか。 (経験者の確保が計画されている。)		5			別紙として「様式6-②人員配置・雇用計画等(人数、雇用形態、勤務形態、勤務時間、職務内容、採用計画、研修計画等)」を添付してください。
			● 人件費や労働条件の設定において、職員への配慮はなされているか。		5			
			● 職員の教育研修体制は適当か。		5			
個別事項	(4) その他公の施設の設置の目的を達成するために市長が必要と認める基準	①事業内容	● 【児童センター】 児童の成長過程に合わせた多様な事業内容が提案されているか。	様式2-① II-3ウ 様式3-①	5	15		
		②配慮を要する児童への対応	● 【学童保育所】 配慮を要する児童(障害を有する児童等)への対応方針が適当であるか。(職員配置、研修等) 医療的ケア児の受け入れ方針が適当であるか。	様式2-① II-3カ	5			
		③保育環境の向上	● 【学童保育所】 学童保育所の保育内容を向上させ、保護者との信頼関係を構築する提案がされているか。	様式2-① II-3オ、キ	5			
				合計点数	100			

「性質」(記号)の説明	
必須	◆: 支障ある場合は失格とする項目
評価	●: その記載内容について、配点内で評価する項目 (括弧書きは、プラスの評価のポイントとなる事項の例。 例示された事項に限らず、優れた提案があれば評価の対象とする。)